

要綱第6条の別表1に示した経費の具体的な対象事業及び判断基準

※内容のみで判断はせず、判断基準等の内容をよくご覧いただき補助対象の可否をご判断ください。

項目	内容	判定結果	判断基準等
換気の改善	窓設置工事	○	店舗利用者が使用できるエリアに新規(増設含む)に開閉可能な窓を設置する場合や、現在設置している窓より開口部が大きくなる窓への変更が補助対象となります。 上記に併せて網戸を設置する場合も補助対象となります。 開閉できない窓の設置は対象外です。
	網戸の設置	○	店舗利用者が使用できるエリアにある開閉可能な窓に設置するものが補助対象となります。 なお、網戸の網のみの張替えは修繕費のため対象外です。
	出入口の改修	○	店舗利用者の出入口(非常口、従業員専用は除く)の増設、現在の出入口より大きなものへの改修、引き戸から両開きのものへの改修など開口部が広がることで換気の改善につながるものが補助対象となります。 単なる自動ドアから手動ドア、手動ドアから自動ドアへの改修は、換気の改善につながらないことから対象外です。
	換気扇・エアコンの設置	○	店舗利用者が使用できるエリアに対して設置するものが補助対象となります。 ただし、客席と壁、扉等でさえぎられていないオープンスペースに設置する場合に限り、店内の平面図や店内の様子が分かる写真などにより換気改善につながることを確認できたものは補助対象となります。
	風を出す機器の設置	○	場所に対する要件 店舗利用者が使用できるエリアに設置する場合のみ補助対象となります。 従業員専用のスペースへ設置する場合は補助対象外です。 対象機器 ・扇風機、サーキュレーター、シーリングファン、エアコンなど空気循環させる機器(メーカー作成のカタログ等の添付不要) ・HEPAフィルタによる過式で、かつ風量は5m ³ /min以上の性能をもつ空気清浄機、除菌脱臭(消臭)機、空間除菌機など(メーカー作成のカタログ等の添付が必要) 対象外機器 ・手に持つての使用や首にぶら下げて使用するものなど携帯用のもの ・車で使用可能、小型なもの(シガーライター・USBからの電源供給で使用できるもの) ・基準を満たさない機器や風を出す風量がカタログに記載されていないもの(メーカー等へ問い合わせを要する機器) ・ドライヤー(髪を乾かす機器)など風は出るが本来の使用目的でないもの ・暖房設備など通年で使用できない季節限定の設備 ・除湿器 など 上記機器のように、室内全体の換気改善に繋がらないものや微風程度のもの、常時風を出すことが適当でないもの ※窓を定期的に分けるなど換気対策をあわせて実施してください。
物品の購入	加湿器(加湿機能付きの機器含む)	○	湿度管理によりコロナウイルスの飛散を抑えられる可能性があることから補助対象となります。 ただし、次亜塩素酸系・イオン系・アロマ系等の水以外のものを噴霧する目的で使用する加湿器(加湿機能付きの機器含む)、車で使用可能なもの、小型なもの(シガーライター・USBからの電源供給で使用できるもの、電源不要の加湿器)は対象外となりますのでご注意ください。 なお、加湿機能付きの機器については、HEPAフィルタによる過式で、かつ風量は5m ³ /min以上の能力である必要はありません。
	空気清浄機 除菌脱臭(消臭)機 空間除菌器 など ※加湿機能付き、除湿機能付き、除加湿機能付きの上記機器は除く	○	HEPAフィルタによる過式で、かつ風量は5m ³ /min以上のものが補助対象となります。(メーカー作成のカタログ等の添付が必要) なお、オゾン系、光触媒系、紫外線系、イオン系、次亜塩素酸系などの機能については、NITE(製品評価技術基盤機構)、厚生労働省などが新型コロナウイルスに対して有効である条件が示されていないため、HEPAフィルタによる過式で、かつ風量は5m ³ /min以上の基準を満たさないものは対象外です。 ※今後、新型コロナウイルス感染症に有効な条件が示されたうえで導入機器がその条件に適合すると確認できた場合に基準変更を検討します。
	オゾン、光触媒、紫外線、イオン、次亜塩素酸等関連機器(上記以外のもの)	×	NITE(製品評価技術基盤機構)、厚生労働省などが新型コロナウイルスに対して有効である条件が示されていないため対象外です。 ※今後、新型コロナウイルス感染症に有効な条件が示されたうえで導入機器がその条件に適合すると確認できた場合に基準変更を検討します。
	暖房設備	×	通年で使用できない機器のため対象外です。(例:ファンヒーター)ただし、風を出す機器の設置の判断基準等に適合した場合のみ補助対象となります。(例:エアコンなど冷風と温風両方出る機器)
	除湿器(除湿機能付きの機器含む)	×	加湿器と反対の効果があるため対象外です。 なお、性能として風を出す機器に該当した場合であっても、対象外となりますのでご注意ください。 (例:除湿機能付き空気清浄機、衣類乾燥を目的とした除湿器)
	マスク、フェイスシールド(繰り返し使えるもの)	○	使い捨てのもの(不織布のマスク、布マスクの中に入れる不織布の紙、フェイスシールドを構成する部品の一部など)は補助対象外、何度も繰り返し使用できるものが補助対象となります。 使用目的が接客をする従業員に対するものが補助対象です。
	消毒液関連物品	○	アルコール(濃度70%以上95%以下のエタノール)を入れる足踏み式消毒液設置台や非接触式消毒液容器が補助対象となります。 アルコール以外の消毒液や従業員専用として設置するものは補助対象外です。
	非接触で体温を測る機器	○	医療機器である必要はありませんが、体温が表示されないものは補助対象外です。
	次亜塩素酸水生成器	○	NITE(製品評価技術基盤機構)、厚生労働省などが示す有効塩素濃度が35ppm以上の次亜塩素酸水を生成する機器を導入する場合、補助対象となりますので導入した機器の性能が分かる書類を申請書に添付してください。ただし、設置目的や条件によっては補助対象外となる場合があります。
	二酸化炭素濃度センサー	○	適切な換気を行う上での目安となることから補助対象となります。店舗利用者が使用できるエリアに設置してください。
	キャッシュレス決済機器の導入	○	本体機器と付属品(本体を使用するために必要不可欠なもの)が補助対象となります。キャッシュレス決済機器と同時に導入するレジ(自動精算機(セルフレジ)は除く)や端末の保護カバーやケースは対象外です。
	自動精算機(セルフレジ)	○	定期的な消毒に努めてください。
	パソコン	×	オンライン授業やオンライン診療等に使用する場合でも、汎用性が高いため補助対象外です。 キャッシュレス決済や注文機器として使用する場合も同様です。
利用客に対する注意看板・ステッカーなど	○	利用客に対して、消毒やマスクの着用など感染防止対策をお願いする掲示物であり且つ既製品が補助対象となります。 「感染予防対策実施中」などの誘客目的になるような宣伝広告用の看板・ステッカーは対象外です。	
パーテーション(衝立)	○	テーブルやカウンターの上、レジ前、客席と客席の間など飛沫防止対策として設置するものが補助対象となります。飛沫を防ぐことができない構造(ブラインド、スリットや穴の開いたもの)や材質(布や紙製)のもの、自作したもの(材料の購入費)、家具、観葉植物など他の効果・効能があるもの、耐久性の無いものなどは対象外です。	
テーブル・椅子の購入	○	座席を分割するなどして座席数を減少させたり、スペースを拡張したりする場合に購入するものなど、3密対策に効果があるものは補助対象となります。入店人数が減少しないテーブル等の場合は対象外です。	

項目	内容	判定結果	判断基準等
設備の改修	スペース増床	○	室内空間の拡張やテラスの増築などにより、従前より広いソーシャルディスタンスが確保できる事業が補助対象となります。 ※コンテナ等簡易的な建物を設置する場合には、都市計画法や建築基準法等の法令違反が無いようにご注意ください。
	客席の個室化、工事を伴うパーテーション(衝立)の設置	○	空間を区切ることで、不特定多数の人との接触機会の減少や飛沫防止対策と同様の効果が期待できる事業が補助対象となります。ただし、法令違反の改築や換気機能が悪化するものは対象外です。
	整理券発券機	○	定期的な消毒、3密(密閉、密集、密着)対策をセットで実施してください。
	モバイル決済注文システムの導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入とあわせて導入する機器も補助対象となります。ただし、維持管理経費(通信費、保守管理等)は補助対象外です。パソコンやスマートフォンの購入経費は対象外です。
	予約受付用機器の導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入とあわせて導入する機器も補助対象となります。ただし、維持管理経費(通信費、保守管理等)は補助対象外です。
	注文用タッチパネルの導入	○	システム開発を伴わないパッケージソフトの購入とあわせて導入する機器も補助対象となります。定期的な消毒を実施してください。パソコンやスマートフォンの購入経費は対象外です。
	洗面台(手洗い場)の設置	○	洗面台(手洗い場)の新設、増設が補助対象となります。既存のものからの更新は手動の蛇口からセンサー式自動蛇口への変更に限り補助対象となります。従業員専用のものは補助対象外です。
	センサー式自動蛇口の設置	○	手動の蛇口からセンサー式自動蛇口への変更が補助対象となります。従業員専用のものは補助対象外です。
	ペーパータオルの設置	○	ペーパータオルホルダーとあわせて購入する専用ゴミ箱(フタ付きのみ)も補助対象となります。ただし、従業員専用のもの、ペーパータオルは補助対象外です。
	便器の設置・改修	○	和式又はフタ無便座からフタ付き便座に改修するものは補助対象となります。ただし、小便器に係る改修工事、従業員専用のものは補助対象外です。
その他	除菌・清掃に係る費用	×	清掃用品や、業者を入れての清掃・消毒にかかる費用は補助対象外です。
	抗菌仕様に係る費用	×	NITE(製品評価技術基盤機構)、厚生労働省などが新型コロナウイルスに対して有効である条件が示されていないため対象外です。 ※今後、新型コロナウイルス感染症に有効な条件が示されたうえでその条件に適合すると確認できた場合に基準変更を検討します。